

有害廃棄物等の越境移動に関する国際条約・国内法規制

1. 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約

有害廃棄物の輸出入を規制する国際条約として、1989年バーゼル（スイス）で採択。177カ国1機関（EC）が批准（2011年12月現在）。

- 有害廃棄物等の国内処理の原則
- 輸出する際の輸入国・通過国への事前通告、同意取得義務
- 不法取引が行われた場合等の輸出者による再輸入等の義務
- 移動書類の携帯等



2. 国内法（バーゼル法、廃棄物処理法）

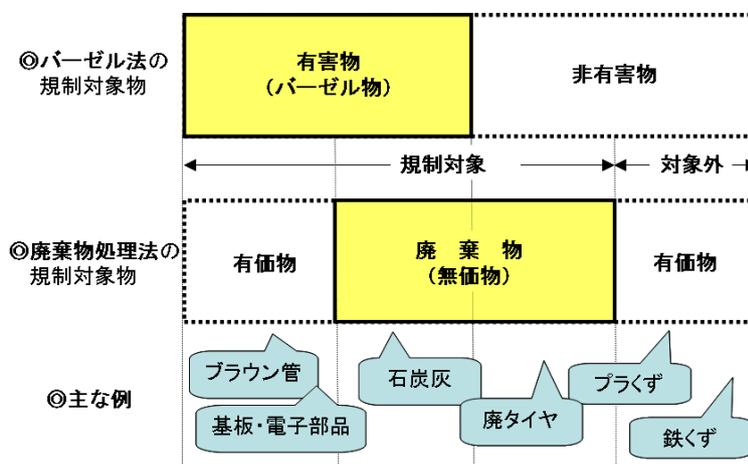
バーゼル条約の国内担保法として、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」（通称「バーゼル法」）と「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）及び「外国為替及び外国貿易法」（外為法）でバーゼル条約に対応。

[バーゼル法の概要]

- 外為法に基づく経済産業大臣の輸出入の承認取得の義務付け
- 上記承認に際しての環境大臣の確認手続
- 移動書類の携帯の義務付け
- 不適正処理が行われた場合の回収・適正処分を命ずる措置命令等

[廃棄物処理法による輸出入規制の概要]

- 廃棄物の輸出時の環境大臣確認、輸入時の環境大臣許可の取得義務付け等



注：基板・電子部品、石炭灰については、その有害性によりバーゼル法上の有害物に該当するかどうか判断する。